

～生活再建と自立に向けた相談・貸付制度～

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

(令和7年12月)



社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

## 目 次

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| I   | 生活福祉資金貸付制度について         | 1 |
| II  | 制度利用にあたっての留意点          | 1 |
|     | 1 制度利用できる世帯（対象世帯）について  | 1 |
|     | 2 借受人、連帯借受人、連帯保証人について  | 1 |
|     | 3 貸付利子、延滞利子、返済方法について   | 2 |
|     | 4 その他留意点について           | 2 |
|     | 5 貸付制度に関する相談、申込み窓口について | 2 |
| III | 各資金について                | 3 |
|     | 1 総合支援資金               | 3 |
|     | 2 福祉資金（福祉費）            | 3 |
|     | 3 福祉資金（緊急小口資金）         | 4 |
|     | 4 教育支援資金               | 4 |
|     | 5 不動産担保型生活資金           | 5 |
|     | 6 要保護世帯向け不動産担保型生活資金    | 5 |
| IV  | 県内市町村社会福祉協議会 一覧        | 6 |

## I 生活福祉資金貸付制度について

◎生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

## II 制度利用にあたっての留意点

### 1. 制度利用できる世帯（対象世帯）について

○山梨県内に住民登録し居住する世帯（概ね6ヵ月以上居住されている世帯）及び貸付によって自立できると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な次の世帯となります。

#### □低所得者世帯

- ・世帯収入が一定基準以下の世帯  
※概ね市町村民税非課税世帯程度、又は生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍程度

#### □障害者世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯
- ・障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方がいる世帯

#### □高齢者世帯

- ・日常生活上、介護・療養を要する65歳以上の高齢者がいる世帯

#### ◆留意点

- ・資金種類によって対象世帯が異なります。
- ・児童養護施設等の退所者で、保護者の支援が受けられない方も対象となります。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員が属する世帯は、「貸付制度」を利用できません。

### 2. 借受人、連帯借受人、連帯保証人について

#### □借受人（借入申込者）

- ・65歳未満の方で、原則、世帯主を借受人とします。  
※65歳以上の高齢者の場合は、連帯借受人又は連帯保証人を立てることで借受人になることを認める場合があります。  
※技能習得費及び教育支援資金は、実際に技能を習得する又は就学する本人を借受人とします。  
※借受人が未成年の場合は、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

#### □連帯借受人（借受人と連帯して返済する義務を負う方）

- ・技能習得費及び教育支援資金の申し込みを行う場合、借受人世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

#### □連帯保証人（借受人と同等に返済する義務を負う方）

- ・申込みには、原則として連帯保証人（緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く）が必要です。
- ・連帯保証人は、原則として、山梨県内に居住し、年齢が65歳以下で借受人より高収入の別世帯の方です。

※連帯保証人を立てられない場合も利用できますが、貸付利子が加算されます。  
※不動産担保型生活資金は、推定相続人の中から1名が連帯保証人となります。  
※生活福祉資金の借受人となっている方並びにその世帯員は、原則として、新たな連帯保証人になることは出来ません。

### 3. 貸付利子、延滞利子、返済方法について

#### □貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合は「無利子」、立てない場合は「年1.5%」です。

※緊急小口資金及び教育支援資金については、連帯保証人の有無に関わらず無利子です。  
※不動産担保型生活資金（要保護世帯向け含む）については、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方です。

#### □延滞利子（貸付利子とは別に加算）

- ・返済期限までに完済できない場合は、残元金に対し「年3.0%」の延滞利子が発生し、返済の日まで日割りで加算されます。

#### □返済方法

- ・山梨県社会福祉協議会の発行する払込票による月賦返済です。  
（端数額は最終回で調整）

### 4. その他留意点について

#### □世帯の状況等

- ・世帯単位での貸付のため、世帯（生活状況や家族状況等）状況を伺います。日常的に世帯の生活費が不足しているような場合、貸付を行うことはできません。
- ・世帯員には、この貸付制度の利用についてご理解いただく必要があります。

#### □他制度優先

- ・他の貸付制度等が利用できる場合は、その利用できる制度を優先します。申込みの際に、他制度利用の可否について確認します。

#### □貸付要件、審査

- ・各資金には、それぞれ貸付要件があります。
- ・審査には一定期間を要しますので、早めの準備、申込みをお願いします。
- ・審査によっては貸付できない場合もあり、その内容や理由は開示しません。

#### □借受人等の責務

- ・借受人は、貸付金を返済する義務を負います。また、連帯借受人、連帯保証人も同様に返済義務を負います。
- ・借受人は、申込み時の内容に変更（住所の変更や世帯状況の変化など）などがあつた場合には、報告する義務を負います。
- ・借受人等は、山梨県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会からの問い合わせ等に対して、対応する義務を負います。

#### □貸付金の返還

- ・虚偽の申込みや不正な手段によって貸付を受けた場合、申込み時とは別の資金使途であった場合等は、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

### 5. 貸付制度に関する相談、申込み窓口について

- ・申込みに必要な書類や貸付要件、貸付内容など、生活福祉資金に関することは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

※問い合わせ先は、6ページ「IV 県内市町村社会福祉協議会一覧」を参照してください。

### Ⅲ 各資金について

#### 1. 総合支援資金

○失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金です。

##### ◆資金種類と内容

| 資金種類    | 資金用途   | 貸付額  | 据置期間             | 償還期間  |
|---------|--|--|------------------|-------|
| 生活支援費   | ・生活再建までの間に必要な生活経費                                  | ・二人以上 月20万円以内<br>・単身 月15万円以内<br>※貸付期間は原則3ヵ月、最長12ヵ月 | 最終貸付日から<br>6ヵ月以内 | 10年以内 |
| 住宅入居費   | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費（敷金、礼金、賃料、共益費など）          | 40万円以内   |                  |       |
| 一時生活再建費 | ・生活再建のため、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な経費（光熱水費の滞納分支払い額など） | 60万円以内   |                  |       |

※原則として「生活困窮者自立支援制度」における自立相談支援事業を利用する必要があります。

※低所得世帯で、申込み時から2年以内に離職、収入の減少等により生活が困窮している方が対象です。

#### 2. 福祉資金（福祉費）

○日常生活を送る上で、又は自立した生活を過ごすために、一時的に必要なと見込まれる費用を貸し付ける資金です。

##### ◆資金種類と内容

| 資金種類              | 資金用途   | 貸付額       | 据置期間             | 償還期間  |
|-------------------|--|-----------|------------------|-------|
| 生業費               | ・生業を営むために必要な経費                                     | 460万円以内   | 最終貸付日から<br>6ヵ月以内 | 20年以内 |
| 技能習得費             | ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費                 | 580万円以内   |                  | 8年以内  |
| 住宅改修費             | ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費                       | 250万円以内   |                  | 7年以内  |
| 福祉用具購入費           | ・福祉用具等の購入に必要な経費                                    | 170万円以内   |                  | 8年以内  |
| 障害者用自動車購入費        | ・障害者用自動車の購入に必要な経費                                  | 250万円以内   |                  |       |
| 中国残留邦人等国民年金保険料追納費 | ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費                       | 513.6万円以内 |                  | 10年以内 |
| 療養費               | ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費          | 230万円以内   |                  | 5年以内  |
| 介護費               | ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 |           |                  |       |
| 災害援護費             | ・災害により臨時に必要な経費                                     | 150万円以内   |                  | 7年以内  |

| 資金種類    | 資金用途                    | 貸付額    | 据置期間             | 償還期間 |
|---------|-------------------------|--------|------------------|------|
| 冠婚葬祭費   | ・冠婚葬祭に必要な経費             | 50万円以内 | 最終貸付日から<br>6か月以内 | 3年以内 |
| 転宅費     | ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 |        |                  |      |
| 支度費     | ・就職、技能習得等の支度に必要な経費      |        |                  |      |
| その他一時経費 | ・その他日常生活上一時的に必要な経費      |        |                  |      |

※既に購入、発注、着工、支払い済み等の経費は貸付対象となりません。

※世帯の生活状況によっては「生活困窮者自立支援制度」につなぐ場合もあります。

### 3. 福祉資金（緊急小口資金）

○一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金です。

#### ◆資金種類と内容

| 資金種類   | 資金用途  | 貸付額    | 据置期間           | 償還期間 |
|--------|---|--------|----------------|------|
| 緊急小口資金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の給与（満額）が支給されるまでに必要となる生活費</li> <li>・医療費又は介護費の支払いなどにより、臨時に必要な生活費</li> <li>・年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要となる生活費</li> <li>・会社からの解雇、休業等による収入減のため必要となる生活費</li> <li>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いにより支出が増加したときに必要となる生活費</li> </ul> | 10万円以内 | 貸付日から<br>2か月以内 | 1年以内 |

※原則として「生活困窮者自立支援制度」における自立相談支援事業を利用する必要があります。

### 4. 教育支援資金

○学校教育法に規定する高校、大学又は高等専門学校等に入学及び修学するのに必要な経費を貸し付ける資金です。

#### ◆資金種類と内容

| 資金種類  | 資金用途                     | 貸付額  | 据置期間         | 償還期間  |
|-------|--------------------------|--|--------------|-------|
| 就学支度費 | ・入学金の納入や制服、カバンなどの購入経費    | 50万円以内   | 卒業後<br>6か月以内 | 10年以内 |
| 教育支援費 | ・授業料、参考書、学用品、交通費、家賃などの経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校<br/>月3.5万円以内</li> <li>・高専、短大等<br/>月6.0万円以内</li> <li>・大学<br/>月6.5万円以内</li> </ul> |              |       |

※教育支援費は、必要性が認められる場合、貸付限度額の1.5倍まで貸し付けます。

※事情により必要と認められる場合、償還期間を最大20年までの範囲内で設定することが可能です。

※日本学生支援機構の奨学金など、他の制度が利用できる場合は、その制度を優先します。

※調査や審査の関係上、貸付金交付までに相当の期間を要する場合があります。

## 5. 不動産担保型生活資金

○一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金です。

### ◆資金種類と内容

| 資金種類       | 資金用途  | 貸付額<br>(月額貸付額)                | 貸付期間                                | 据置期間           | 償還期間        |
|------------|-------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------|-------------|
| 不動産担保型生活資金 | ・生活費用 | 土地の評価額の<br>7割程度<br>(月額30万円以内) | 借受人死亡時まで又は<br>貸付元利金が貸付限度額<br>に達するまで | 契約終了後<br>3か月以内 | 据置期間<br>終了時 |

※不動産担保型生活資金は、推定相続人の中から1名の連帯保証人が必要となります。

※不動産鑑定評価、不動産登記など、申込み等に係る費用は自己負担となります。

※調査や審査の関係上、貸付金交付までに相当の期間を要する場合があります。

### ◆留意点

- ・住んでいる不動産（土地及び建物）が、借入申込者の単独所有か同居の配偶者との共同所有であり、土地の鑑定評価額が概ね1,000万円以上あること
- ・不動産に利用権（賃借権等）及び担保権（抵当権等）が設定されていないこと
- ・借入申込者に配偶者と親（配偶者の親を含む）以外の同居人がいないこと
- ・同一世帯の方が、原則として65歳以上であること
- ・市町村民税非課税程度の低所得世帯であること
- ・推定相続人の同意を得ていること

## 6. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

○一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金です。

### ◆資金種類と内容

| 資金種類              | 資金用途  | 貸付額<br>(月額貸付額)                            | 貸付期間                                | 据置期間           | 償還期間        |
|-------------------|-------|---|-------------------------------------|----------------|-------------|
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | ・生活費用 | 不動産の評価額の<br>7割程度<br>(月額は生活扶助費の<br>1.5倍以内) | 借受人死亡時まで又は<br>貸付元利金が貸付限度額<br>に達するまで | 契約終了後<br>3か月以内 | 据置期間<br>終了時 |

※要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。

※調査や審査の関係上、貸付金交付までに相当の期間を要する場合があります。

### ◆留意点

- ・本制度を利用しなければ、生活保護の受給が必要になる要保護世帯であると生活保護の実施機関が認めた世帯であること
- ・住んでいる不動産（土地及び建物）が、借入申込者の単独所有か同居の配偶者との共同所有であり、不動産の鑑定評価額が概ね500万円以上あること
- ・不動産に利用権（賃借権等）及び担保権（抵当権等）が設定されていないこと
- ・借入申込者及び配偶者が、原則として65歳以上であること

## IV 県内市町村社会福祉協議会 一覧

～ 生活福祉資金に関するお問い合わせは  
お住まいの市町村の社会福祉協議会へ ～

| 社協名           | 郵便番号     | 住 所   | 電話番号         |
|---------------|----------|---|--------------|
| 甲府市社会福祉協議会    | 400-0858 | 甲府市相生二丁目17-1甲府市役所南庁舎1号館                     | 055-225-2116 |
| 富士吉田市社会福祉協議会  | 403-0004 | 富士吉田市下吉田4-2-15<br>富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター富楽時内 | 0555-23-8105 |
| 都留市社会福祉協議会    | 402-0051 | 都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留内                      | 0554-46-5115 |
| 山梨市社会福祉協議会    | 405-0006 | 山梨市小原西843-4                                 | 0553-22-8755 |
| 大月市社会福祉協議会    | 401-0015 | 大月市大月町花咲10                                  | 0554-23-2001 |
| 韮崎市社会福祉協議会    | 407-0037 | 韮崎市大草町若尾1680 韮崎市老人福祉センター内                   | 0551-22-6944 |
| 南アルプス市社会福祉協議会 | 400-0332 | 南アルプス市鏡中條1642-2                             | 055-283-8711 |
| 北社市社会福祉協議会    | 408-0011 | 北社市高根町箕輪新町50                                | 0551-47-5202 |
| 甲斐市社会福祉協議会    | 400-0123 | 甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内                      | 055-277-1122 |
| 笛吹市社会福祉協議会    | 406-0822 | 笛吹市八代町南917                                  | 055-265-5182 |
| 上野原市社会福祉協議会   | 409-0112 | 上野原市上野原3163 総合福祉センターふじみ内                    | 0554-63-0002 |
| 甲州市社会福祉協議会    | 404-0042 | 甲州市塩山上於曾977-5                               | 0553-34-8561 |
| 中央市社会福祉協議会    | 409-3821 | 中央市下河東620                                   | 055-274-0294 |
| 市川三郷町社会福祉協議会  | 409-3601 | 市川三郷町市川大門416                                | 055-272-4179 |
| 早川町社会福祉協議会    | 409-2714 | 早川町草塩88                                     | 0556-45-3003 |
| 身延町社会福祉協議会    | 409-2523 | 身延町波木井272-1                                 | 0556-62-3773 |
| 南部町社会福祉協議会    | 409-2305 | 南部町内船8812 アルファーセンター内                        | 0556-64-2075 |
| 富士川町社会福祉協議会   | 400-0505 | 富士川町長澤1942-1                                | 0556-22-8911 |
| 昭和町社会福祉協議会    | 409-3864 | 昭和町押越955-1                                  | 055-275-0640 |
| 道志村社会福祉協議会    | 402-0218 | 道志村中神地9334                                  | 0554-52-2072 |
| 西桂町社会福祉協議会    | 403-0021 | 西桂町下暮地915-7                                 | 0555-25-3333 |
| 忍野村社会福祉協議会    | 401-0511 | 忍野村忍草1445-1                                 | 0555-84-4121 |
| 山中湖村社会福祉協議会   | 401-0501 | 山中湖村山中12-5                                  | 0555-62-2227 |
| 鳴沢村社会福祉協議会    | 401-0320 | 鳴沢村1584                                     | 0555-85-5008 |
| 富士河口湖町社会福祉協議会 | 401-0302 | 富士河口湖町小立2487                                | 0555-72-1430 |
| 小菅村社会福祉協議会    | 409-0211 | 小菅村6027                                     | 0428-87-0431 |
| 丹波山村社会福祉協議会   | 409-0300 | 丹波山村2901                                    | 0428-88-0480 |

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



**保険金額・年間保険料（1名あたり）** 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

| 保険金の種類       |                      | プラン          |             |  |
|--------------|----------------------|--------------|-------------|--|
|              |                      | 基本プラン        | 天災・地震補償プラン  |  |
| ケガの補償        | 死亡保険金                | 1,040万円      |             |  |
|              | 後遺障害保険金              | 1,040万円(限度額) |             |  |
|              | 入院保険金日額              | 6,500円       |             |  |
|              | 手術保険金                | 入院中の手術       | 65,000円     |  |
|              |                      | 外来の手術        | 32,500円     |  |
|              | 通院保険金日額              | 4,000円       |             |  |
| 賠償責任の補償      | 賠償責任保険金<br>(対人・対物共通) | 5億円(限度額)     |             |  |
| <b>年間保険料</b> |                      | <b>350円</b>  | <b>500円</b> |  |

商品パンフレットは  
コチラから



(ふくしの保険  
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償** (傷害保険)

**福祉サービス総合補償**  
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

<引受幹事> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



社会福祉  
法人

山梨県社会福祉協議会

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階

TEL 055-251-3900 (直通) FAX 055-254-8614